

京都市消防局告示第2号

平成19年9月4日から9月8日までの間、京都市消防局長職務代理者の公印について、次のように定めます。

平成19年9月3日

京都市消防局長 折坂 義雄

- 1 消防局長の職務を代理する者の公印をもって、京都市消防局長職務代理者の公印とみなします。
- 2 特定の事務のために専用する消防局長印をもって、当該事務のために専用する京都市消防局長職務代理者の公印とみなします。

(消防局総務部庶務課)